



2026年9月7日

各 位

大 阪 市 北 区 大 深 町 3 番 1 号
株 式 会 社 ア イ ル
代 表 取 締 役 社 長 岩 本 哲 夫
(コード番号：3854 東証プライム)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 戸 田 泰 裕
電 話 番 号 06-6292-1170 (代 表)

報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 報酬委員会設置の目的

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬等に対して客観的な視点を持つ諮問機関として、決定プロセスの透明化を図りコーポレート・ガバナンスの充実に資することを目的としております。

2. 報酬委員会の役割

取締役会の諮問に応じて、主に以下の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬等の手続きに関する事項
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の個人別報酬額の前案の決定に関する事項
- (3) その他、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬等に関して、取締役会が必要と認めた事項

3. 報酬委員会の構成

取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成し、2名以上は独立社外取締役といたします。

4. 設置日

2026年10月23日

以 上